



健康診断をやりっぱなしにいませんか？

事業者は、健康診断の結果異常の所見があると診断された労働者（有所見者）の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければなりません。

【労働安全衛生法第66条の4】

◆ 一般健康診断の実施とその後の主な流れについて



① 定期健康診断の実施
(安衛法第66条第1項)

② 健康診断結果の受領
異常所見の有無のチェック

所見なし

所見あり

③ 健康診断結果の労働者への通知
(安衛法第66条の6)

④ 医師等からの意見聴取（安衛法第66条の4）
就業上の措置について医師等の意見を聴かなければなりません



通常勤務可

就業制限

要休業

特に健康保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師または保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。（安衛法第66条の7）

⑤ 就業上の措置の決定等（安衛法第66条の5）

医師等の意見を勘案し、必要があるときはその労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などの措置を講じてください。また、医師等の意見を踏まえ衛生委員会等への報告を行ってください。



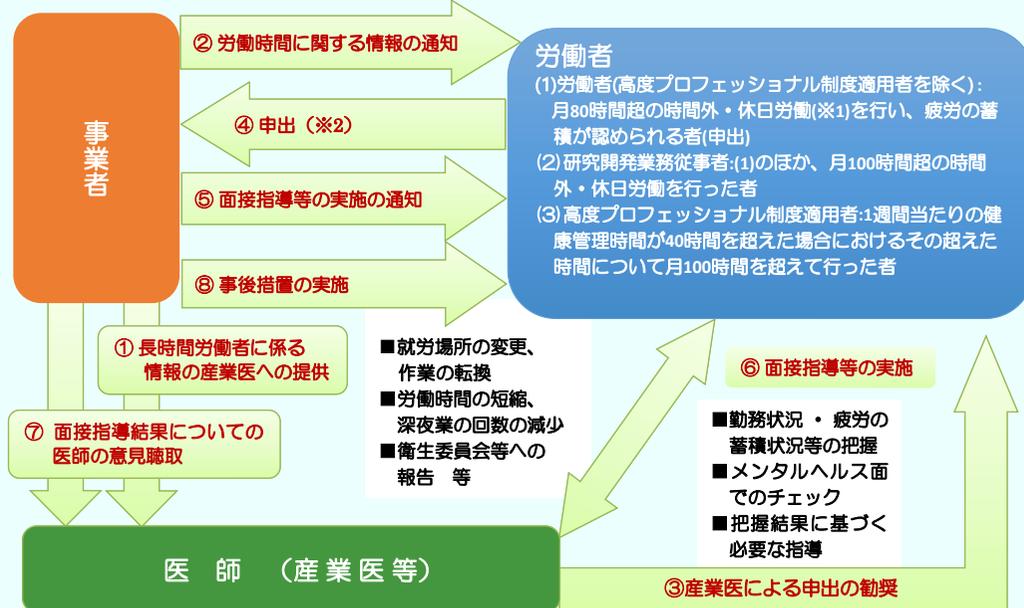
長時間労働者への 医師による面接指導を実施しましょう

◆ 長時間労働者への面接指導制度の概要

脳血管疾患及び虚血性心疾患等(以下「脳・心臓疾患」という。)の発症が長時間労働との関係性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導又は面接指導に準じた必要な措置を講ずるように努めましょう。



産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場については、地域産業保健センターを活用して行うことができます。（無料）



※1.「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。

※2.月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者及び上図 ■ (3)の高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申し出がなくても対象となります。

◆ 時間外・休日労働時間が月80時間を超えたら・・・

事業者

労働者本人に当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。上図 ■ 労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な措置を実施しなければなりません。労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しなければなりません。

労働者

面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

医師（産業医等）

労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨することができます。（事業場選任の産業医）労働者の勤務状況及び疲労の蓄積状況その他の心身の状況について確認し、事業者の意見聴取に対し意見を述べます。